

障害者就労支援施設等のあり方 検討会報告書概要

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
平成29年3月14日(火)

障害者の雇用・就労を取り巻く環境

【県の障害者雇用の現状】

- 近年、着実に増進
- 平成28年6月1日現在の実雇用率 ⇒ 2.09% (法定雇用率達成)
- 法定雇用率達成企業割合 ⇒ 58.8% ⇒ 約4割で未達成

【経済団体の自主的取組】

- 「現場実習受入れMAP」を作成

⇒ 障害のある人の一般就労に向けた後押し・企業の障害者雇用に向けた一歩目を踏み出しやすくする取組

【法的環境整備1】

- 障害者雇用促進法一部改正

⇒ ①雇用主に対し、障害を理由とした差別禁止と合理的配慮の提供を義務付け
②法定雇用率の更なる引き上げ(平成30年度)

障害者の雇用・就労を取り巻く環境

【法的環境整備2】

○平成27年12月の社会保障審議会障害者部会による障害者総合支援法施行3年後の見直しについての報告書

- ⇒ ①一層の一般就労促進を図る取組
②就労移行支援事業への一般就労移行実績を踏まえたメリハリのある評価
③実地(企業現場)研修を含む人材育成・支援ノウハウの共有を進める取組
④就労継続支援事業への一般就労に向けた支援や移行実績を踏まえた評価
⑤就労継続支援B型事業利用希望者を対象とした就労アセスメントの状況把握および検証ならびに対象拡大の検討

などに触れられている。

○障害者総合支援法の一部改正(平成28年度)

- ⇒ 上①を受け、厚生労働省が、就労継続・職場定着に向けた生活支援を担う新サービスとして、就労定着支援を創設(平成30年度導入予定)

障害者の雇用・就労を取り巻く環境

【障害福祉サービス事業所の現状】

○福祉施設から一般就労への移行実績

⇒ 平成24年度 72名 ⇒ 平成27年度 132名
※総定員に占める移行割合は低迷(3%弱)

○就労移行支援事業所

①移行実績 平成24年度 32名 ⇒ 平成27年度 63名
②移行率20%以上 平成25年度 32.4% ⇒ 平成27年度 46.9%
③移行実績なし 平成25年度 55.8% ⇒ 平成27年度 29.4%

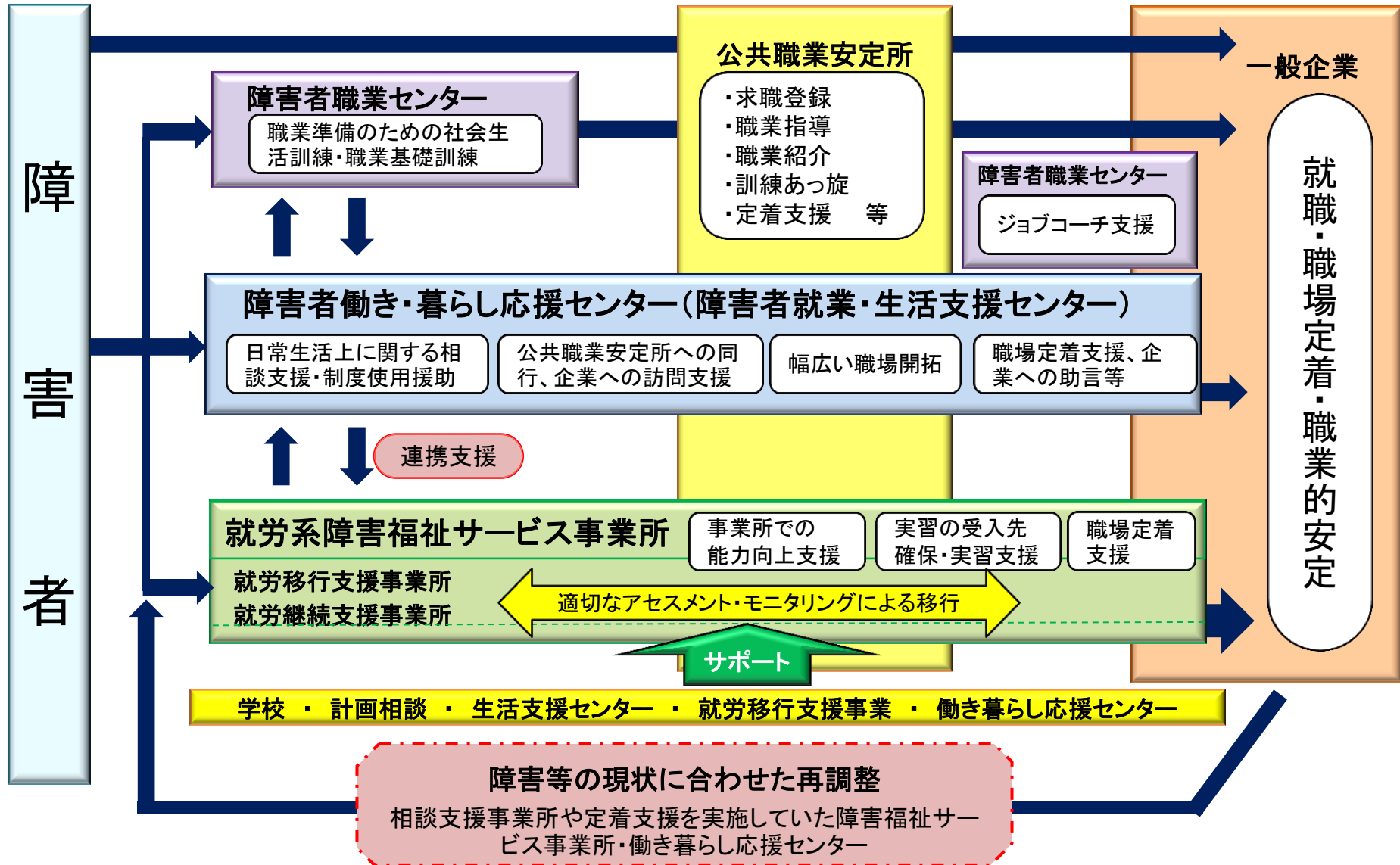
○就労継続支援A型事業所

①移行実績 平成24年度 1名 ⇒ 平成27年度 10名
②移行率 平成27年度 2.16% 全国平均:平成26年度 4.5%
③移行実績なし 75%

○就労継続支援B型事業所

①移行実績 平成24年度 29名 ⇒ 平成27年度 39名
②移行率 平成27年度 1.37% 全国平均:平成26年度 1.6%
③移行実績なし 78%

障害のある人の就労支援のフロー概要図



就労支援施設等のあり方検討会（県：平成28年度）

【検討の柱】

1. 障害福祉サービス事業所から一般就労への移行等
2. 障害者働き・暮らし応援センターと障害福祉サービス事業所との連携
3. 企業の障害者雇用への理解促進
4. 現時点で一般就労に繋がっていない方の就労支援

就労支援施設等のあり方検討会（県：平成28年度）

【報告書概要】

1. 障害福祉サービス事業所から一般就労への移行等

(1) 個々の力に応じたサービス移行や一般就労移行について、的確な支援を行っている事業所ほど経営が厳しくなるといった制度上の課題がある。

⇒ 「多機能型」を対象に、一般就労移行実績を評価する仕組みを導入。

(2) 的確なアセスメントによる適切な支援を行うには、職員が就労支援の着眼点や企業現場を把握する必要がある。

⇒ 就労アセスメント研修など既存研修強化、出前講座など受講しやすい環境整備

○就労支援の着眼点 ○企業現場、ニーズなどの理解

○企業などへの障害特性、個人の強み、作業環境改善などの提案力向上

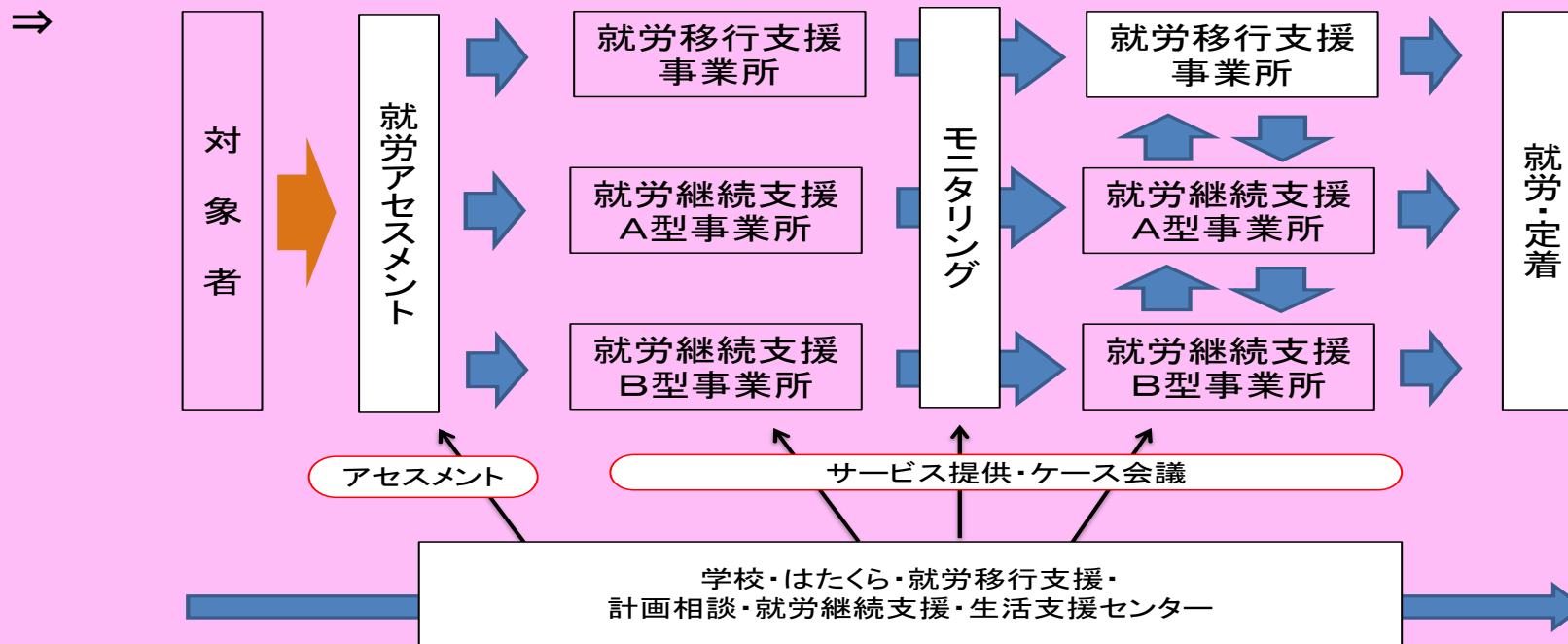
※一層の的確なサービス提供

※企業などへの効果的な助言・支援

就労支援施設等のあり方検討会（県：平成28年度）

2. 障害者働き・暮らし応援センターと障害福祉サービス事業所との連携

○アセスメントやモニタリングなどの仕組みをしっかりと活用する必要がある。



- ① サービス利用前から期間中も含めて、関係者全体で個人を支援
- ② 働き・暮らし応援センターによる新サービスの就労定着支援などの実施を期待

就労支援施設等のあり方検討会（県：平成28年度）

3. 企業の障害者雇用への理解促進

○障害者雇用促進の様々な取組の一体的整理や社会的事業所で積み上げたノウハウの発信など企業の理解促進を進める必要がある。

⇒①教育委員会での「しがごと検定」や「しがごと応援団」、商工観光労働部での「トライワーク事業」などの取組と経済団体の自主的な取組との連携。

②「しがごと応援団」の取組が卒業後も繋がる仕組みの検討。

③積極的な実習受入を行っている企業を評価する仕組みの検討。

④社会的事業所による障害理解など企業に対する啓発活動の積極的实施。

○企業側への相談窓口などのわかりやすい提示の必要性

⇒ 障害福祉の相談窓口や障害福祉サービスの役割を示すなど、雇用に向けた一歩を踏み出しやすい、また、企業のみで課題を抱え込まない環境整備が重要。

※官公庁での積極的な障害者雇用が必要

就労支援施設等のあり方検討会（県：平成28年度）

4. 現時点で一般就労に繋がっていない方の就労支援について

○就労継続支援事業所は、「能力向上の場」であることを改めて支援者が認識することや障害のある人が活躍できる場をさらに増やすことが必要。

⇒

- ①適切なアセスメント・モニタリングにより、作成・変更した個別支援計画に基づく的確なサービス提供
- ②個人の力を最大限に活かす、次のステップや成長に繋げるメリハリのある支援の実施
- ③地域課題に着目した新たな職の開拓や施設外就労・支援の拡大
- ④介護現場での障害者雇用のように、その人がもたらす「働き」に着目し、様々な効果があることを示すことでの職域拡大

※障害福祉サービス事業所には、現に、一般就労が可能と思われる方など、力のある方がおられるが、その力に応じたサービスや一般就労への移行に繋がっていない現状があることを職員が重視し、かつ、個々の支援にあたって次のステージを意識しながら就労意欲を醸成することが重要である。

滋賀県障害者雇用対策本部の概要

- 目的： 関係部局等との連携により、障害者の雇用に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図る。
- 設置： 平成24年12月17日
- 事務局： 障害福祉課、労働雇用政策課
- 所掌事務： ① 障害者の雇用の推進に関する総合調整に関すること。 ② 経済団体、福祉団体等の関係機関との連絡調整に関すること。
③ その他障害者の雇用について必要な事項に関すること。

本部員会議

(本部長:知事、副本部長副知事)

幹事会議

(主幹事:健康医療福祉部次長、商工観光労働部次長、教育委員会事務局教育次長)

本部員	幹事
総合政策部長	企画調整課長
総務部長	人事課長、私学・大学振興課長
県民生活部長	県民活動生活課長、人権施策推進課長
琵琶湖環境部長	環境政策課長
健康医療福祉部長	次長、健康福祉政策課長、障害福祉課長
商工観光労働部長	次長、商工政策課長、労働雇用政策課長
農政水産部長	農政課長
土木交通部長	監理課長
会計管理者	管理課長
企業庁長	総務課長
病院事業庁長	経営管理課長
教育委員会教育長	教育次長、教育総務課長、学校支援課長、高校教育課長、幼小中教育課長
警察本部長	警務課長
滋賀労働局職業安定部長	職業対策課長

課題提起、
連携策等の提言

滋賀県障害者自立
支援協議会

滋賀県障害者雇用
促進検討会議

【参考】滋賀県障害者自立支援協議会からの提言 (平成29年1月)

【提言の柱 1】

○就労支援のさらなる強化へ 「福祉の受け手から、地域の担い手へ」を進めるために。

提言の視点 ⇒ 就労系サービス事業所からの就職率向上に向けた取組
～すべての事業所から毎年1人は就職者を～

提言の概要 ⇒ ○職員の資質向上
○働き続けることへの支援、働く意識の向上の取組
○資格取得での職業能力開発(メンテ、調理、フォークリフトなど)

【提言の柱 2】

○教育との連携強化 「豊かな職業的自立を目指す滋賀の教育のあり方」

提言の視点 ⇒ 在学中からの関係機関との更なる連携による進路支援

提言の概要 ⇒ ○企業団体独自の取組とのタイアップ・助成制度の創設
○職場開拓機能の強化
○キャリア教育のさらなる推進

【参考】滋賀県障害者自立支援協議会からの提言 (平成29年1月)

【提言の柱 3】

○企業等へのアプローチ

提言の視点 ⇒ 障害の理解促進と企業(本人)への支援の充実

提言の概要 ⇒ ○企業の不安・負担軽減のための取組の充実
○経済団体独自の「職場見学・体験受入れマップ」の実用と拡充
○官公庁における積極的な実習受入れ